

令和3年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	欠席	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	欠席	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 2名 1番 日高 仙三

7番 深田 広文

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第8号 合意解約等について

第3 議案第44号 非農地証明について

第4 議案第45号 あっせんについて

第5 議案第46号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

おはようございます。まず開会前に報告申し上げます。本日は、1番の日高委員と7番の深田委員から欠席の届けが提出されております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますのでこれから令和3年9月、西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会にあたり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

今月に入り、朝晩、だいぶ涼しくなってきましたけれども、日中はまだまだ、暑い日が続いております。またコロナにつきましても、県の蔓延防止等重点措置の適用が9月12日までとなっておりましたけれども、30日まで延長されたということです。

西之表におきましては、高校生中学生が9月27日、本日ですか、今日からワクチン接種の1回目が始まります。

また、9月に入ってから、西之表のほうは、感染者が出ておりませんが、2、3日前に中種子で1名、出たようでございます。

皆さんも日頃から気をつけておられるかと思いますが、密を避けマスクの着用、手指消毒を徹底していただきたいと思えます。

基腐病の発生状況ですけれども、農林水産課が7月中旬に巡回した時点では、15%ほどの発生でしたけれども、8月30日時点で61%まで増えているようでございます。

県からは圃場の排水対策の徹底、薬剤の散布、早期収穫の実施をするように通知が来ているようです。

さつまいも農家への影響が大変心配されるところです。あと、牛のことですけれども、8月の25、27日に牛舎の巡回で開催をした市の共進会では、55頭が参加をいたしまして、月齢17か月未満の2部と、20か月未満の3部でそれぞれ最優秀賞が6頭、優秀賞が2頭選ばれております。本来ならば、市で選ばれた牛は、熊毛郡の共進会に出品するのですが、今年は熊毛郡と鹿児島県の共進会は中止となっております。

来年度は、鹿児島で全国共進会が開かれますので、これに向けて、畜産農家の方は頑張っていたきたいと思います。

また、皆様方におかれましてはまだまだ、本当に日中は暑いですが、朝は涼しいんですけれども、もう10時を過ぎると非常に日中暑くなりますので、水分補給も十分にしてくれぐれも熱中症には、注意をされますよう、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、これから本日の会議を開催いたします。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委

員の指名を行います。

6番、鮫島委員、8番、杉委員を指名いたします。

日程第2、報告第8号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第8号「合意解約等について」説明いたします。資料1ページです。

今月の合意解約は1番から5番の5件で、台帳現況地目畑、7筆、25, 163平米の合意解約がありました。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。続きまして日程第3、議案第44号「非農地証明について」を議題といたします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第44号「非農地証明について」を説明いたします。資料は2ページです。

1番です。下西川迎地区です。台帳地目畑ですが、平成8年ごろから耕作せず、現在は宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。下西湊泊地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年ごろから耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

3番です。安城平山地区です。台帳地目は畑ですが、平成28年ごろから耕作せず、現在原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。これにつきましては24日に現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。調査委員の皆様お疲れさまでした。

○14番委員

14番です。9月24日、事務局、調査委員、それぞれの担当農業委員、推進委員と合同現地調査を実施いたしました。

まず整理番号1について説明いたします。

申請人立会いのもと、現地調査を行いました。

事務局から説明があったとおり、現在は宅地になっております。

申請人のおじさんの土地を、申請人のお父さんが購入して使用していたようですが、2人とも亡くなられ、時効取得という形で申請人名義に変更しましたが、台帳地目が畑ということで申請したようです。

20年以上前に家が建てられているということで、交付基準2に基づく申請に該当するというので、現地調査の結果、許可相当と考えます。

次に、整理番号2を説明いたします。

案内人立会いのもと、現地調査を行いました。

事務局からも説明があったとおり、現地は、竹や木が茂っており、写真を見てのとおり、再生不可能ということで、現地調査の結果、許可相当と考えます。

整理番号3について報告いたします。

代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は、写真を見てのとおり、再生可能ということで、現地調査の結果、不許可と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。

この件につきまして担当委員のほうから補足説明があったらお願いいたします。

番号1について2番委員お願いします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1については、調査委員長の報告通り、宅地が建ってから20年以上経っているということで、交付基準2に基づいていると思われます。

整理番号2につきましては、中のほうにまで入って見たのですが、ハマビワとかアコウの木とかがあり、それが結構大木になっていまして、再生不可能と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。番号3について10番委員お願いします。

○10番委員

10番です。農地パトロールでも、ここ数年ずっと荒れたままの土地であります。草を払えば使えるということで、意見の一致を見ました。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員また事務局のほうから調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了してこれから議案第44号「非農地証明について」の採決を行います。委員長のほうからありましたように整理番号3のほうで、現地調査では、まだ耕作をできるということでしたので、2つに分けて、1、2と3のほうと分けて、決をとりたいと思います。

まず、整理番号1番、2番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成でございます。

続きまして整理番号3番のほうですけれども、調査委員のほうでは、不許可ということでございました。

皆さんのまず、許可ということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

ありがとうございました。それでは、不許可ということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

はい。ありがとうございました。

全会一致で不許可に賛成でしたので、本案は1、2番を許可、3番は不許可ということで決定をいたします。

続きまして、日程第4、議案第45号「あっせんについて」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第45号「あっせんについて」です。資料は3ページです。

1番「貸したい」の申し出です。場所は榕城桃園地区です。

賃借料については、1筆それぞれ年間5,000円としたいとのことです。期間については、借り人の希望する期間となります。

あっせん委員につきましては、4番、脇田委員、5番、日笠山委員にお願いしたいと思います。

2番「貸したい」の申し出です。場所は古田村之町地区です。

賃借料については、年間15,000円としたいとのことです。

あっせん委員につきましては、11番、岩本委員と14番、坂本委員にお願いいたします。

3番です。「貸したい」の申し出です。場所は中割の千段峯地区です。

賃借料については、標準額で貸したいとのことです。

あっせん委員につきましては、11番、岩本委員と14番、坂本委員にお願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

あっせんについて何か皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

○11番委員

11番です。2番の田ですけれども、3年ほど耕作しておらず、結構荒れておりまして、1年間は無償での貸借とかにできないですか？

○事務局

このあっせんの希望については、貸し人の希望でありますので、借り人との話し合いをして、それについてはそこでお互い了承すればいいということになると思いますので、話をするときにはそちらのほうをしてもらえれば構わないと思います。

○議長

これは例えば遊休農地の解消事業を使うまではいかないぐらいの荒れ方なんですか？

○11番委員

事業を使った方がいいかもです。

○議長

そういう状況であれば、できるだけその遊休農地の解消事業を使っていただいて、きれいにしてもらって、賃料はこれでやっていくっていう方法が1番ベストかと思いますので、そこら辺もちょっとあっせん委員の方は、話をしてみてください。

ほかに。

○5番委員

5番です。3番の1番上は、地積が7,400平米で、実面積が12,000平米ですが、これはどういうことですか、その地代はどっちで払うんですか。

○事務局

実際の登記面積が7,400平米でなっているんですけど、こちらで実際の畑の面積を地図上で測ったときに、相当違うような感じだったので、その数字を載せています。

○議長

ほかに。

○8番委員

すいません。8番です。今の3番の件ですが、ものすごく面積が広いものから、魅力があるんですけども、これ全部まとめたの賃貸になるんですかね。この山林も込みでなければ、いけないんですかね。

○事務局

登記地目上は山林なっていますが、現況としては今現在畑になっているところです。ただ登記上の地図でいくと、一部山になっているところも含まれているんですけども、実際につくれる畑については実面積のほうに書いている面積になってきますので、貸し借りする場合はその山の部分を省いた分になります。

ただ6番目に書いている分については、先ほど言いましたように、登記上地目が山林になっているだけで、畑として使える面積については今そちらに実面積で書いている面積が、使える状態になっています。

畑自体は幾つかに分かれているので、借りる方によっては別々に借りる方もいらっしゃるかもしれないんですけど、貸し手としては出来たら同じ人のほうがいいのかと思うんですが、それについては、借りるほうの条件もいろいろあると思いますので、そこは臨機応変に対応していただければなと思います。

○議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方よろしくお願ひいたします。

続きまして日程第5、議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

日程第4、議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず利用権の設定についてです。5ページをお開きください。

1段目です。令和3年10月1日から令和8年6月30日までの4年9か月間、地目畑面積500平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年10月1日から令和13年9月30日までの10年間、地目畑及び原野面積はそれぞれ431平米と、4,167平米。合計面積、4,598平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間、地目畑面積1,272平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については6ページを、詳細については7ページから9ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転について説明いたします。10ページをお開きください。

1段目です。地目畑面積1,493平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。所有権移転時期については令和3年10月1日となっております。

内訳については11ページを、詳細については、12ページから16ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から、県の地域振興公社への利用権設定を説明いたします。17ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間、地目畑面積2,245平米、利用権を設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年10月1日から令和13年9月30日までの10年間、地目畑、面積735平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については18ページを、詳細については19ページから20ページをご覧ください。

続きまして、県の地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。21ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間、地目畑、面積2,245平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。令和3年10月1日から令和13年9月30日までの10年間、地目畑、面積、735平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については22ページを、詳細については、23ページから24ページをご覧ください。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いいたします。利用権の設定整理番号1について、2番委員報告をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番委員です。整理番号1について、報告いたします。

9月22日水曜日午後1時より、借り人、立会いのもと、推進委員と共に現地確認を行いました。

圃場は農道わきに面する約3反5畝ぐらいの畑なんですけど、その一部分の5畝近くを借りるということで、伺っております。

圃場のほうは現在、耕耘してあり、今週中にでもスナップエンドウをつくるために、埋立てを行うということでした。

貸し人は、借り人と家族関係で、父親になります。経営技術、農業機械等、父親とともに作業の一部も共同にやっていくということなので問題ないと思います。

父親のほうには、電話にて確認しており、双方確認の結果、申請どおりで間違いありませんでしたので、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続いて整理番号2について6番委員報告をお願いします。

○6番委員

6番です。整理番号2について報告いたします。

9月25日、午前8時より借り人立会いのもと、推進委員とともに現地確認を行いました。

貸し人は薩摩川内市在住の土地持ち非農家です。土地は長年耕作されておらず、圃場整備地にあるため、耕作者を探したところ、借り人が、遊休農地解消対策事業助成金制度を利用して土地を整地し、無償で耕作するということがまとまったようです。

一応2筆になっておりますけども、道を挟んで隣同士になっております。

借り人は、現和校区在住のキビ、安納イモ、バレイショ等を耕作している大規模経営の認定農家です。機械等も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

当地には、キビを作付けする予定だそうです。

なお、貸し人には電話で確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。整理番号3について12番委員報告をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号3について報告いたします。

9月26日、13時より、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は、サトウキビを中心とした現和校区在住の大規模の認定農家です。

この畑は、でんぷんいものから床に使っていましたが、基腐病がひどく、芋をつくることができず、今回の契約となったそうです。

畑には数日前に、サトウキビを植えております。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営流通においても何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、所有権移転、整理番号1について、6番委員、報告をお願いします。

○6番委員

6番です。所有権移転の整理番号1について報告いたします。

9月25日午前8時30分より、譲受人立会いのもと推進委員とともに現地確認調査を行いました。

譲渡人は土地持ち非農家でございます。

当地は他の人に貸していたんですけども、借り手が農地を返したところ、譲受人が、「ぜひ譲ってほしい」ということで話がまとまり、今回の申請になったようでございます。

現在はジャガイモを植え付ける準備をしていました。

何年か先には、宅地にしたいという、こともありまして、少し高いというかそういう値段で交渉がなっているようでございます。

譲受人は現和校区在住の大規模経営をしている認定農家でございます。機械等も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には電話で確認をとっております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員のほうから報告ありました。

この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(質疑無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了してこれから、議案第46号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案どおり承認の承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

6 番 委 員 _____ 印

8 番 委 員 _____ 印